

等にもこれを見られ、又、桐生市に近く竣工したる栄養食共同炊事場は、一回約一萬人の食事を供給することを目標に建設せるものである。

尙、集團的炊事場の設備に就き、参考とせらるべきものとしては、刑務所、軍隊、大病院、大工場等の炊事場の諸設備にあり、東京帝國大學附屬病院炊事場、聖路加病院炊事場、鐘淵紡績會社工場炊事場は、その設備装置に於て諸種の示唆を與ふるものがある。

引用参考書類

- 東京市衛生試験所栄養調査部 工場に於ける栄養調査
- 同 東京市内某細民地區に於ける栄養調査
- 協調會調查 埼玉縣下工場共同炊事場資料
- 埼玉縣下工場共同炊事場 資料
- 川口栄養食配給所 川口栄養食配給所經過報告
- 同 川口市鎌物工場栄養食共同配給組合規約
- 青梅栄養食共同調理配給組合規約
- 八王子市第一栄養食共同炊事組合規約
- 川崎造船所栄養食配給所
- 東京市社會局福利課食堂掛 簡易炊飯所設置案
- その他内務省栄養研究所發行の諸パンフレット等

第七章 公營食堂及共同炊事場の發達に依る家庭生活の變化

第一節 ベーベルの共同炊事所論 (1)

萬人にパンを與へんとして、

穀物は地に豊かに實る、

薔薇も、排金娘も、美も歡びも、

スウイート・ピーもあり餘る。

何人にもスウイート・ピーを與へよ。

缺乏が暴威を收めた時、

吾らは天國を、天使や雀に、

悦んで讓り渡さう。

ハイネの詩を引用しつゝ、ドイツ社會民主黨の領袖たりしアウグスト・ベーベルは、その名著「婦人論」(Die Frau und der Sozialismus) の中に、共同炊事所に就いて左の如く論じてゐる。

「……栄養の點では、質の方が量よりも遙かに大切である。良い物でなければ、澤山食べたところで效がない。然し質は、その調理法如何によつて非常に良くすることが出来る。他のあらゆる人間の仕事と同様、食物の調理も、出來得る限り有利にするためには、科學的に行はねばならぬ。それには智識と、適當な設備とが必要である。食物の調理に主として從事する婦人が、この智識をもたず、又もち得ぬことは今更證明するまでもない。大炊事場の設備ば、最もよく整ふた家庭でも到底叶はぬ程に完備の域に達してゐる。電燈や電氣厨爐を裝置した炊事場は理想的のもので、煙も熱も不愉快な臭氣も出ない。かやうな炊事場は、最も困難な、最も不愉快な仕事を瞬く間にやつてのける所の、あらゆる技術的及び機械的裝置を備へた工場に似てゐる。此處には馬鈴薯や果物の皮剥ぎ、核抜き、肉藏り機、コーヒーや胡椒の粉末機、碎冰器、コルク抜き、パン切り、その他の幾多の機械や裝置が皆、電力で運轉されるので、數百人の食事を

用意するのに、比較的少數の人で、大した労力もなしで出来る。同様の装置で家の掃除も皿の洗濯も出来るのである。家毎に臺所のある制度は、幾百萬の婦人に無限の骨折と時間つぶしとをさせ、その健康と快活とを奪ひ、殊に大多數の家庭のやうに收入の乏しい場合には、毎日の氣苦勞の種である。個人的臺所の廢止は無數の婦人を解放することとなる。個人的臺所は、小さな機械の職場と同様、既に時代遅れの制度である。兩者は孰れも無益で不必要な、時間と労働と物資との浪費を示してゐる。

食物の榮養價值は、同化作用が容易なだけ高まるのであるから、同化作用は決定的な要素である。全ての人々に合理的な栄養物を支給することの出来るのは、たゞ新社會だけである。…………」

第二節 ベーベルの共同炊事所論 (2)

ベーベルは、さらに「家庭生活の變化」に就て左の如く言ふ――

「臺所と同様に、吾々の家庭的生活全體も革新せられるであらう。そして今日せねばならぬ無數の仕事が不要となるであらう。中央炊事場が個人の臺所を廢止させるやうに、電氣の熱や光力の配給所はストーヴやランプに伴ふ手數を無くして仕舞ふであらう。溫湯や冷水の供給は、すべての人に毎日入浴を樂しませ、中央洗濯所及び乾燥所は、衣服の洗濯と乾燥とを引き受けるやうにならう。また中央洗濯所は絨氈や布類の洗濯もするであらう。シカゴでは、絨氈洗濯機が瞬く間に絨氈を洗濯する所が公衆の展覽に供されて、これを見た婦人等の驚嘆と賞讃を博した。電氣仕掛けの扉は、指の先で一寸押せば開いてまた獨りで閉ぢてしまふ。更に電氣仕掛けで、手紙や新聞を家の何階にでも配達することが出来、電氣のエレベーターは、階段を登る煩らしさを無くする。窓掛け、床、家具等の室内的装置も掃除が楽なやうに、塵や黴菌が集まらぬやうにされるであらう。塵芥や廢物類はすべて污水同様、管で戸外に運び去られるであらう。合衆國や歐羅巴の或都市、例へばツーリツヒ、柏林及びその附近、倫敦、維納、ミュンヘン等に於ては、既に驚く程よく設備の出來た家がある。貧乏人は金が掛るのでとても住めないが金持はさういふ家に住んでゐて、上に述べたやうな多大の便益を享樂してゐるのである。」

かくしてベーベルは、リリエンタール (E. Lilienthal, Reform der Hausharbeit, 1909) の言ふところから、次のやうな記述を引用してゐる。

「柏林市内及び近郊には中央炊事場の設備のある家が幾らもある。この共同炊事所でその家に住む者の食事は全て調理されるのである。………將來の田園都市には公會堂、瓦斯配給所、電燈及び送熱の設備、學校及び圖書館の外に、中央炊事所をも持たねばならぬ。電線及び送熱管を含有する地下の通路が擴張されて、丁度曾て計畫された、大都會の郵便物を郵便局から郵便局へ輸送する、地下の電氣郵便配達器と同じやうな工合に、電話で注文が來ると直ぐ、食事を小さな自動的貨車にのせて住宅へ送ることも不可能でない。これはツイ先頃まで空想にすぎなかつた航空問題の解決より遙かに簡単に容易である。」

かくしてベーベルは、かゝる共同炊事所その他の家庭生活の科學化社會化が、各家庭に於ける「主婦のあらゆる出来心に従はねばならぬ奴隸」である婢僕を無くするやうになる。かゝる家庭生活の革命的變化は、すでに一部分資本主義社會それ自身の中で出來た發明によつて下地を作られつゝあり、婦人の地位は、やがて社會の自然的進化に伴ふて完全に變化するやうに成る。「社會がこの變化を大仕掛け行ひ、その進行を促進し、一般化し、それによつて全ての人々をこの無限にして多様な便益に治させるやうになるのは、唯だ時間の問題だけとなつて居る」と論じてゐる。

ベーベルがこの「婦人論」第一版を發刊したのは一八八〇年のことであるが、かゝる共同炊事所の觀念は既に、フランスの空想的社會主義者として有名なシャルル・フーリエの書いた理想社會——フランジュ (Phralunge) の中にも現はれてゐる。

炊事の社會化機械化によつて婦人を家事生活の煩はしさから解放することは、婦人の將來に最も大きな影響を與ふることとなるであらう。別記の八王子の共同榮養食配給所及び神戸の川崎造船所の榮養食配給所に關聯して、神近市子氏が、最近の讀賣新聞紙上に「女性解放の曙光」と題して、論じてゐる言葉の中に、左の如きものがある。

「私共が共同炊事場にかける興味の一番大きな理由の一つは、いつの日にかそれが今日私共がこれほどに悩まされてゐ

る個々の家庭の雑事の一部を代行してくれるやうになるかどうかといふ點にある。

が、世界の経験の結果は、この解答をすでに與へてゐるやうである。つまり生産の世界で我々が實證して來たもの——科學の安價な使用、大量購入の利便、分業の合理性等々は、消費の方面でも同じ利便を與へるものであることを語つてゐる。今後の問題は、かうした設備を我々はどうしたら自分達の身边に、手の届くところに持つて來ることが出来るかといふことである……」



モスクワ市に於ける

一炊事工場と食堂



こゝに於てか調査者は、嘗て「東京市住宅政策調査資料」第三輯に於て、ソヴェート・ロシア最近の住宅政策を記述したる中に、紹介するところありし、同國の公營共同炊事場に就て再び東京市爲政者の注意を喚起するであらう。

即ちソヴェート・ロシアに於ては、アウグスト・ペーベルの嘗て論じたる論據に基いて、既に一切の個人生活の科學化、工業化、

社會化が行はれ、それが等しく家庭生活と家庭經濟の領域に及ぼされつゝあるのである。

現に同國の生活に於ては、炊事は特殊の嗜好的例外を除き、公營の共同炊事工場 (Kitchen factory) によつて調理せられたる食事を、公營の共同食堂に於て食することが國民の日常生活の通例とせられて居り、モスクワ市のみに就てかくて、從來炊事や小兒の養育のみに従つてゐた幾千萬の主婦は、その勞力をより有益な生產的社會的勞働に向けることが出來ると彼等は主張するのである。

ソヴェート聯邦に於ける都市建設の一權威とせらるゝストルミコリンに從へば、現に勞働者及び農民が食事の準備、洗濯、育児等のために一箇年に要する時間は七〇〇時間を下らない。ソヴェート聯邦の現人口一億五千八百萬人の右所要時間は大約八〇億時間である。今假に勞働者の一箇年勞働日を三〇〇日、一日勞働時間を一〇時間として計算しても年約二千五百萬人乃至三千萬人の勞働者が、これがために勞働してゐるといふ計算が生れて來る。然るに右の時間は、個人經濟の社會化によりて五分の一以下に短縮され、従つて殘餘の約一千萬人の勞働によつて國民經濟の年收入を最少限一〇〇億ルーブルだけ増加せしめ得ることである。

引用参考書類

オーギュスト・ペーベル 婦人論 (山川菊栄譯)

吉川末次郎 「農村工業化と都市政策」中シャール・フーリエの項 (社會政策時報、昭和九年九月號)
東京市社会局 住宅政策調査資料第三輯第九章「ソヴェート聯邦最近の住宅政策」

M. Sorokin, "Construction of Towns in the Soviet Union"—V. O. S. K. vol. II. No. 10—12.

L. M. Kaganowitch, Die sozialistische Rekonstruktion Moskaus und anderer Städte in der USSR. 1931.

Maguet, "Socialist Town"—International Labour Review, May, 1932.

第三節 ソヴェート・ロシアの公營 食堂とその理論

第八章 東京市の學校給食と市營食堂

缺食兒童に對する給食に就ては、既に本市教育局、本市衛生試験所より發行せる諸刊行物の外、醫學者、教育家、榮養科學者、社會事業家等のこれに關する研究調査は今日まで多數發表されてゐるが、こゝには本調査の目標とする本市を対象とする事案の將來の經營策に對する考察を擇取して、これを記述せるものとするに過ぎぬ。

本市社會局庶務課に於て、本市兒童保護事業の參考資料を得る目的を以て、昭和九年十一月十五日晝食時現在、東京市内新舊兩地域の小學校五四一校、公私設託兒所八九箇所の出席兒童に就き、要給食兒童の數を調査するに左の如きものがある。

第一節 東京市の要給食兒童數

要給食兒童調養

荒瀧豐杉中淀瀧世浦大莊目品深本淺下本小牛四赤

野　　田　　石

川川島並野橋谷谷田森原黒川川所草谷郷川込谷坂

100ml 1kg

五七六八六八一四一九二五三五古美夫三三三一九一〇元元元一六三六三六三六

1. 100%
2. 80%
3. 60%
4. 40%
5. 20%
6. 10%
7. 5%
8. 2%
9. 1%

六三八三六三三五九三三九三七四四九五九八三六三八六

王荒瀧豐杉中淀瀧世蒲大莊田品深本淺下本小牛四

野川

子川川島並野橋谷谷田森原黒川川所草谷郷川込谷

六
八
七
六
五
三
二
一
五
三
一
八
一
三
九
一
八
六
七
三
八
一
五
三
二
一

六四 无攸利 三月不雨，凶。无攸利，既雨既往矣。

三十六
三十五
三十四
三十三
三十二
三十一
三十
二十九
二十八
二十七
二十六
二十五
二十四
二十三
二十二
二十一
二十
十九
十八
十七
十六
十五
十四
十三
十二
十一
十
九
八
七
六
五
四
三
二
一

一七一五三二一三二一一一三一一〇〇五四一五一四

赤坂 本町 布橋 田島 橋川 市 新 市 城 合 計	區別 數	總 數	舊 市 域 合 計	江 戸川 立 島 東 飾 子 橋 立 島 東 戸 川 江 戸 市 新 市 城 合 計	王 板 足 向 城 葛 戸 川 立 島 東 飾 子 橋 立 島 東 戸 川 江 戸 市 新 市 城 合 計
一九三七	一 一 一	三、七三三	三、一四四	一、一〇一	一、一〇一
一五八三	一 一 一	一〇、三六六	二、四一四	一、〇〇一	一、〇〇一
一四七一	一 一 一	二、一〇〇	二、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
一三三一	一 一 一	六、六一七	三、三〇九	一、一〇九	一、一〇九

新市域合計	橋立島東戸川		交差点元三		交差点元三		交差点元三	
	葛城向	足板	北里	北里	北里	北里	北里	北里
新市域合計	一〇六	九四	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九
總數	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
市設食堂	四七七	四六九	五二一五	五二一五	五二一五	五二一五	五二一五	五二一五
鐘紡及其他の準公設調理所	五一五	四六九	二二五六	二二五六	二二五六	二二五六	二二五六	二二五六
飲食店	二二五六	二〇〇	三二六三	三二六三	三二六三	三二六三	三二六三	三二六三
菓子店、麺類店等	三二六三	二九%	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

即ち市内小學校兒童及び託兒所兒童を合し、一萬四千七百五十一人の要給食兒童があり、右調査に於て當日出席せる就學兒童の約一・九%及び託兒所受託兒童の約三一・九%がそれに該當することが示されてゐるのである。

第二節 給食方法

これ等の要給食兒童に對する給與食事を調理する調理所及びその給食數左の如くである。(昭和八年市教育局調査に據る)

調理所	一日の食數		百分率
	市設食堂	鐘紡及其他の準公設調理所	
市設食堂	四七七	五一五	四%
鐘紡及其他の準公設調理所	五一五	二二五六	四六%
飲食店	二二五六	三二六三	二〇%
菓子店、麺類店等	三二六三	一一〇	二九%

更に給食せる食物を、その材料の種類により分類すれば次の如くである。

食物の種類	一日の食數		百分率
	市設食堂	鐘紡及其他の準公設調理所	
辨當	八四五四	二六二六	七六%
麵	二六二六	一一〇	二四%
其の他(食券等)	一一〇	一一〇	一一〇

右は昭和九年三月、市教育局體育課の調査報告に依るものであるが、更に同報告に基き、これを詳説すれば左の如くである。

(一) 市設食堂及びその他の公設又は準公設調理所に委託し調理せしむるもの

これに屬する食數は前記市設食堂の給食數四七七以外日本榮養協會その他の準公設調理所の給食數を合して、一日九百四十三食であつて、専ら和食辨當である。これに就き市教育局體育課は「斯は一定の標準献立に據り調理するものなるを以て、榮養價の如きは比較的良好に、爾餘の衛生的要約も比較的具備せるの觀あるも、調理數の寡きと、其他諸種の理由により、鐘紡の原價に較ぶれば、概して高價なるの失あり」と述べてゐる。(教育局體育課「東京市學校給食改善案參照」)

(二) 大里兒童育成會の出資に依り鐘淵紡績會社炊事場より配給せらるゝもの

東京市麻布區一本松町四十番地大里兵藏氏が故山下卓爾氏を介して社會事業の爲めに使用するの趣旨の下に、無條件にて金一百萬圓を前鐘淵紡績會社長武藤山治氏に委託した。昭和八年七月右寄附金を基金として財團法人大里育成會組織され、専ら東京市内一萬數千に及ぶ缺食兒童のために、右基金の利子その他の收入を以てこれが給食をなし進んで優良兒童の修學保護を圖ることとなつた。

右の大里兒童育成會が、鐘紡炊事場にて調理し、本市小學校兒童に對し配給されつゝある食數は昭和九年二月一日

現在に於て左の如くである。

八〇

區別	一日食數
荒川區	一一三三
向島區	六八九
江城足立區	五九〇
葛飾區	一〇八一
布區	六七〇
計	三〇〇
	一八八
	四六四九

その他、大里育成會は、東京水上小學校、上智大學セツトルメント、託兒所等にも相當數の給食を爲しつゝあるやうであるが、前記一日四千六百四十九食の給食配給區域は、市内七區に亘り、麻布區を除けば、他は概ね鐘紡に近接した新市區である。

これが調理は一定の献立を用ひ、機械的に充實完備した設備により、一時に數千人前の煮炊をなし、出來上つた食物は、これを児童數に應じて大小種々の、櫃に納め貨物自動車によつて迅速に配達し、各學校では校門に於てこれを受取り、直ちにアルミニュウム製の辨當函（朝日新聞社の寄贈にかかる）に分ち、未だ冷却せない前に、これを児童に供給する。

同會の昭和九年度收支決算書に依れば、同年度内一箇年間の總支出額八萬六千百八十九圓餘の中、児童給食費に五萬六千百二十四圓餘を費し、その一食分の平均は四錢六厘七毛と報告せられてゐる。

(三) 飲食店より購入するもの

學校の近邊にある飲食店又は仕出屋等より購入するものであつて、専ら和食辨當を配達し來る。食數一日二千五百六十食である。而してこの方法によるものは、最初は一定の献立に據るべきことを命ずるも、日々の検食容易ならざるがため、長期に亘りては自然に品質分量の遅下することを想像するに難からず、本市衛生試験所の調査の結果は、この種辨當の概して悪質不廉なるものあることを證明した。

(四) 菓子店より購入するもの

これも概ね學校に近い菓子店又は麵麺屋より配達せしむるもの（稀には児童に食券を與へ直接店頭で購はしめてゐる）、材料は多くは食麵麺であつて、これに薄きジャムを塗布せるもの最も多く、バタを塗布せるものは栄養價稍々高きもそれも殆ど人造バタであり、麵麺の量は半斤と稱するも往々疑はしきものがある。又最も栄養分の少なきは所謂ジャム麵麺、菓子麵麺の類であつて、普通おやつに與ふる程度のものがあり、前記の調査に於ては、この不完全なる給食方法は、實に全給食數の一九%を占めてゐることが示されてゐるのである。

第三節 給食の栄養價

筆者は栄養學の専門家ではないが、東京がその市立小學校の就學児童及び託兒所の受託児童中の要給食児童に食事給與を爲す場合、そこに給與さるゝ食事が、彼等に十分なる栄養價値あるものなるべきことは、固より當然のことであらう。

今東京市衛生試験所技師藤巻良知博士が、筆者に對しこれに關し種々談合の上、手交するところありし「東京市尋常小學校給食辨當の栄養調査表」（東京市衛生試験所）に依つて見るに、小學児童の一日の栄養素必要量は、ビタミン、無機鹽類の外大略次の如くである。

蛋白質
脂肪
脂肪
六〇五——七〇五
一五五——一八五

含水炭素量
三四五瓦——三六〇瓦
熱量
一八〇〇カロリー

文部省の訓令に於ては學校給食に要する食物の量は兒童一日の所要熱量の三分の一以上を標準とすべき旨を所要してゐるのであるから晝食として上記の三分の一を攝取するとせば次の如くなる。

小學兒童晝食標準量（一年生より六年生までの平均）

蛋白質	脂肪	水	炭素	熱量
白質	肪	水	炭素	熱量
一一五瓦	一一五瓦	一一五瓦	一一五瓦	六〇〇カロリー——六三〇カロリー
五五十一	五五十一	五五十一	五五十一	六五
六五	六五	六五	六五	六五

然るに、同試験所が東京市要給食兒童に對する給食六十食に就き、分析試験を行ひたる結果よりすれば、

榮養素及熱量	蛋白質	脂肪	水	炭素	熱量	最	低	最	高	六十食平均
二三・六〇カロリー	五・〇瓦	〇・リ	二四・〇リ	五四・〇リ	一五六・〇リ	一〇二・五リ	五・〇瓦	二七・〇瓦	一五・〇瓦	六〇〇カロリー——六三〇カロリー
八五一・〇カロリー	一五・〇瓦	一五・〇瓦	一五・〇瓦	一五・〇瓦	一五・〇瓦	一五・〇瓦	一五・〇瓦	一五・〇瓦	一五・〇瓦	一五・〇瓦
四九九・〇カロリー	三・五リ	三・五リ	三・五リ	三・五リ	三・五リ	三・五リ	三・五リ	三・五リ	三・五リ	三・五リ

であつて、如何にそれが榮養上不完全なるもの多きかを知るを得るのである。
右の榮養調査表に就き、藤巻技師は、當局者の切實なる注意を喚起してゐるのであるが、こゝにその中一二三の實例を列舉すれば左の如きものがある。

（第一例） 下谷區 東京市、尋常小學校

料理名 ジャムバン

種別及分量 バン七一瓦 ジャム二九瓦

榮養素及熱量 蛋白質五瓦 脂肪〇 含水炭素五四瓦 熱量二三六カロリー

食味 普通

（第二例）

淺草區

東京市、尋常小學校

料理名 まぜ飯そぼろかけ

種別及分量 胚芽米飯二三八瓦 千瓢〇・五瓦 油揚二瓦 昆布一瓦 人參三・二瓦 たらそぼろ五瓦

榮養素及熱量 蛋白質一〇瓦 脂肪一瓦 含水炭素八一瓦 熱量三七四カロリー

成分及熱量 蛋白質九瓦 脂肪一瓦 含水炭素八十九瓦 熱量四〇一カロリー

食味 普通

（第三例）

深川區

東京市、尋常小學校

料理名 まぜ飯こんにゃくの甘煮 切昆布煮付 香の物

種別及分量 白飯二七〇瓦 こんにゃく甘煮二六瓦 切昆布煮付四瓦 油揚三瓦 澤庵一〇瓦

榮養素及熱量 蛋白質一〇瓦 こんにゃく甘煮二六瓦 切昆布煮付四瓦 油揚三瓦 澤庵一〇瓦

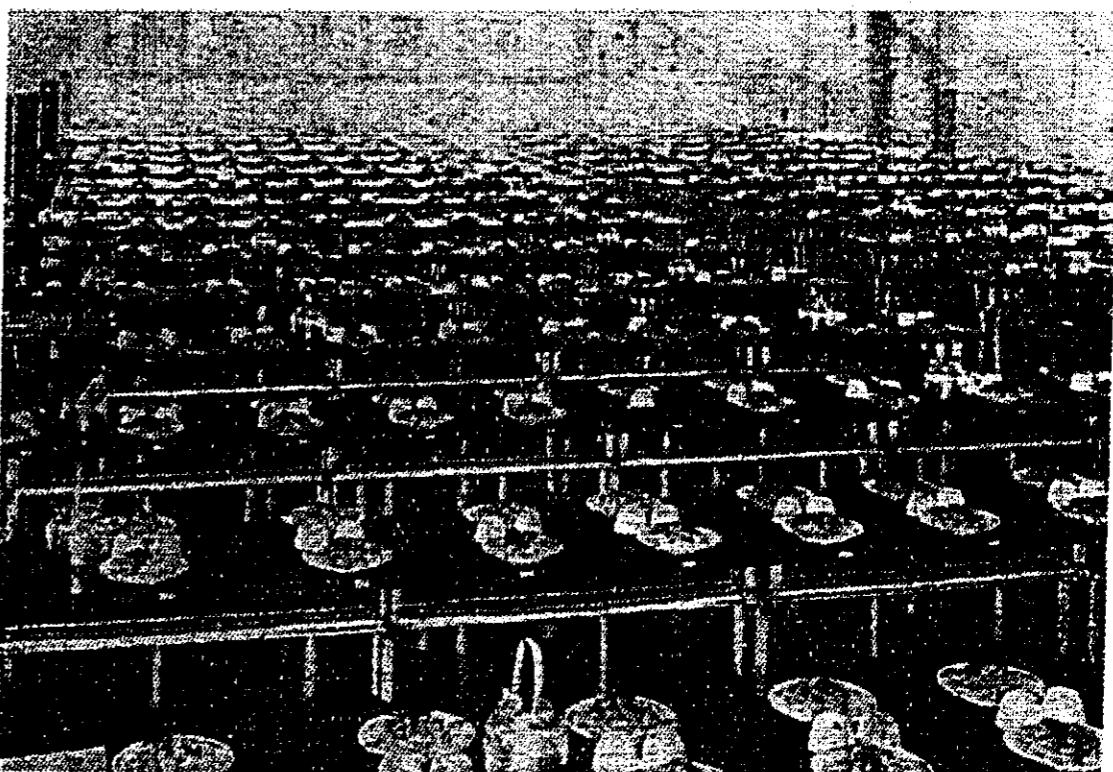
成分及熱量 蛋白質九瓦 脂肪一瓦 含水炭素八十九瓦 熱量四〇一カロリー

食味 普通

而して前記の要給食兒童給食調理所別の中、市設食堂、鐘紡炊事場及び日本榮養協會等の公設及び準公設調理所の調理供給する食事は、孰れも榮養専門家の指導の下に行はれつゝあるものであるから、右の如き榮養價值に就き不完全なる給食は殆ど無く、右調理所以外のこれが給食敷に於てその中四九%を占むる一般飲食店及び菓子店麵麺店等より供給せらるゝものゝ中に、かかる榮養價值薄き食事が調理支給されつゝあることが知られるのである。

第四節 給食價格

兒童給食一食の價格は舊に文部省が「學校給食臨時施設方法に關する件」に就き訓令せるものゝ中に、「食費（調理費を含む）は一食分凡金四錢を標準とすること」とあるが、本市小學校及び託兒所に於ける缺食兒童に對する給食の價格に就ては、曩に本市社會局庶務課の調査せるものに依れば左の如きものがある。



(校學中一第一立市京東) 堂食大るあいつし給供を食養榮し容收を人千一

供給し得可き大食堂を設備し、これが炊事は財團法人日本榮養協會がその任に當つてゐる。

一食十五錢、一時に一千名に食事を供給し得可き大食堂正面の黒板には、當日の食事献立とその榮養素分量を掲示し食堂内は簡素ではあるが極めて清潔の感を與へるものがある。

炊事場は澁谷區富ヶ谷小學校に於けるが如き、特殊の機械装置を有せず、一見するところ本市設公衆食堂の炊事場と稍々相似たるものがある。

日本榮養協會は、同會事業を説明せる文書の中に、右の市立第一中學校の榮養食供給事業について左の如き同校長よりの謝狀を抜萃しつゝその成績を誇示してゐる。

前略『榮養食の供給に就ては相當効果を取め居り候、過日某中學と柔道試合（當校は一年二學期より稽古、某校は一年當初より稽古にて教師は兩校同一人）を試み二年生二十人宛にて別紙の通り段違ひの勝利を得申候、昨日の母の會に於てもこれ一は榮養によりて食物に對する考慮を生徒に與へ、身體の發育佳良にして其の爲め柔道の技倆よりは寧ろ身體發育の問題にてかゝる結果を得たることを別紙によりて説明いたし置申候。かゝる次第此後とも何くれとなく御指導願はしく益々其の効果を大ならしめ度』（以下別紙共略）

尙、「財團法人日本榮養協會」は、關東大震災に際し、大阪朝日大阪毎日の兩新聞社が、關西に於て東京地方義捐の金員を集め總計六十四萬餘圓を東京市社會局に寄附し來りたるにより、時の東京市社會

局長吉田茂氏は諸家の意見を參照してこれを學校給食に使用したのであるが、右の市社會局の學校給食事業は後に至つて、この日本榮養協會に移譲せらるゝことゝ成り、現に同會は昭和九年度に於て、本市小學校就學兒童及び託兒所受託兒童に對し無料給食及び半無料給食を合し、一日約八百餘食、延人員二十萬一千三百七十八名の給食をなしてゐる。

右の外、同會は青山師範學校、林間學校、臨海學校等の榮養食供給に就ての指導を爲して居り、その中央調理炊事場は三時間に一萬人の食事をつくり得ると稱してゐる。

第六節 東京市教育局體育課の給食實施方法改善案

本市教育局體育課は、昭和九年三月草案「東京市學校給食改善案」なるものを發表してゐるが、右は本市學校給食を市營食堂事業の將來に關聯せしめて考察する時に、一参考資料とせらるべきものと思惟さるゝが故に、こゝにその一部を抜萃するに左の如きものがある。

從來の給食實施法に於て最も不備の點多きものを索むれば、學校の選定せる飲食店又は菓子店に請負はせる方法なことは、前に幾度も繰々說きたるが如し。故に此の法は成るべく整理するに如かず。而して之に代るべき手段として、左記の諸案を提出せむとす。

(一) 第一理想案

給食の最も完全なるものは、各小學校に整備せる調理所と、全校兒童を抱容するに足る食堂の設備ありて、合理的なる標準獻立により、衛生上の要約を具へたる理想的食物を調理し、之を有料者と無料者との差別なく、普遍的に給與するにあり。此の方法による時は得る處極めて多し。例へば從來の方法にては、如何に巧妙に行ふも往々被給食兒童の自尊心を傷つけ、圓滑に給食の目的を達成し得ざりし給食上の最大缺點を除き得るの利其一なり。次に缺食兒童に非ざる普通の兒童も同時に恩恵に浴し、榮養價に富める温かき晝食を攝るを得、而も彼等の家庭も亦非常の便宜を得ること其二なり。又所謂虛弱兒童の榮養給食も之を意の儘に行ひ得ること其三なり。即ち此法は一石二鳥の利得あ

りて、實に理想的最善の方法なりとす。

然れども、從來小學校舍を設計するに當り、最も重要な兒童の栄養に深慮を拂はざりしと、並に經濟上其他の事情にも依りつらむ、現時既設の小學校に於て、是等の設備を有するものは殆ど皆無にして、恐らく近き將來に於ても市内五百有餘の多數の小學校に其完備を期し難し。されば本改善案は今日にありては謂はゞ一種の空想案に過ぎざるべきも、眞に兒童の身上を懷ひ、優秀なる未來の國民を養成せむとせば、一日も速かに本案實施機運の熟せむことを要望せざるを得ず。

(二) 第二理想案

前記第一案は當分日ふべくして行ひ難くば、せめて本案の實施を熱望す。想ふに舊來の給食方法中最も勝れたるは鐘紡式配給法とす。然りと雖も鐘紡とて無限の調理能力を有するに非ず。幸に現時大里育成會並に鐘紡社員の奉仕的盡力により萬遺漏なしと雖も而も毎食余等が検食するの便なく、獻立の如きも一々容喙すべき性質のものに非ず。其他諸種の點を考察せば、吾と吾手にて獻立を作製し調理を指揮し、検食分析を行ひ得る場合と對比せば、不便寡なからず。故に庶幾くは管轄内に新に設備萬端完備せる給食調理所を設け、理想的給食品を、貨物自動車を用ひて、周く全市給食小學校に配給せむことを望むものなり。

而も右の施設には、一時に創設費として數萬金を投するの要あるのみにして、下に述べるが如く經常費としては從來斯業の資金に宛てたる金額を以て充分に賄ひ得、貨物自動車に要する入費も、一日一回短時間内に配給を行ふものなるによりさまで多大の數に上の事無し。

(三) 鐘紡式配給法

吾等は寸時も早く第二理想案の實施を渴望するものなり。然れども新に整備せる調理所を設立せむとせば建築のみに足るを以て、是等施設の一層の援助を庶幾ふものなり。

今此方法の實施につき具體的説明を試むれば左の如し。
先づ調理の根柢をなす献立は體育課に於て慎重に作製し、之を以て調理所と折衝し、臨機適宜に定むべし。調理所は多量生産の理により廉價に原料を仕入れ、あらゆる衛生的條件を考慮して調理す。斯くして出來上りたる食物は、一々個人的容器に盛るの弊を避け、各校の兒童數に應じ、便宜にして衛生的に且つ保溫力充分なる大小數種の大櫃にしめ、兒童數餘りに寡なき學校にありては、一々直接の配給を行ふ時は、運搬費不經濟なるを以て、斯かるものには便宜上數校を経め、區内の便利なる場所に受給所を設け置き、其處迄直接の運搬をなさしめ、受給所より學校迄の運搬は、各學校に於て小使に命じリヤカ一付自轉車により行はしむ。

次に配給を受けたる學校にありては、小使室又は其他適當の場所に於て、豫て用意されたる辨當函（アルミニニウム製）に分つ。其作業は小使又は教員並に上級女生徒等によらしむ。斯くして個々の出來上りたる辨當を缺食兒童に給與するには、注意を拂ふべき點多し。殊に最も肝要なるは、被給食兒童をして羞恥の感を懷かしめざるやう萬全の考慮を要することなり。

斯くして靜かに食事を攝らしめたる後は、兒童が上級生ならば、各自に可憐に食器を清潔せしめて翌日に備へしめ下級兒童の分は適宜に介助せしむ。尙、運搬用の櫃は小使にて良く洗ひ清めたる後乾燥せしめ、翌日の配給車に託し調理所に返さしむべし。

参考引用書類

大西永次郎、藤巻良知、學校給食指針

原 徹 一 學校給食と就立の栄養學

同 學 校 給 食

東京市社會局庶務課 要給食兒童調查

同 教育局體育課 東京市學校給食改善案

加用信憲 再び小學校に庖厨設置の緊要なる所以を述べ實施の方策に言及す

滋谷區役所 小學校に於ける栄養食給食趣意書

同 滋谷區學校榮養食調理所 實況

滋谷區學校榮養食調理所 栄養舞當獻立二十種

滋谷區學校榮養食調理所 一覽及事業報告書

東京市衛生試驗所 東京市尋常小學校給食舞當の栄養調査表

大里兒童成會 一覽及事業報告書

東京市社會局 兒童榮養食供給事業概況

日本榮養協會 缺食兒童保護の概況

同 同 怕るべき不良食品

小學兒童の舞當用パン食改善に就て

寄宿舎の栄養改善

兒童の偏食矯正

同 同 事業のあらまし

Die Wohlfahrtssteinrichtungen in der Stadtgemeinde Berlin 1927.

Dowson ; Municipal Life and Government in Germany.

Zueblin ; American Municipal Progress.

附
錄

東京市設食堂改革意見

——市營炊事場及附設公衆食堂建設私案（吉川囑託）

一、

本市社會局の經營する福利施設と稱せらるゝものは、大正七年の米騒動を契機とし、當時に於ける未曾有の物價騰貴に伴ふ、無産市民の生活困窮を、救済するがための一時的局所的應急策として施設開始せらるゝに至つたものである。さればこれ等の應急策としての施設は、物價高低の波動に乗じて、一たびそれが低落期に際會するや、著しくその發生當初に於ける社會的必要性を失ひ、必然的にこれが施設の縮小廢止意見の擡頭を見るに至るのである。

爾來二十年、その間、市のこれが經營に對する全體的統一的見解に基く政策實行の缺如せることゝ、その設備の自然的老廢とは相俟つて、こゝに當局の本市食堂事業經營に關する政策の再吟味を強要するのである。

社會局福利課の管掌する市營食堂に關する事務は、さらに今日以上に、本市衛生試驗所栄養調査部の管掌する事務及び、教育局體育課の管掌する兒童給食に關する事務と密着して、その相互の有する機能を綜合し、これを統一的行政機關の下に組織化單一化することの必要があると思はれる。

又現行東京市例規に於ては、市設食堂とは現に市社會局福利課食堂掛の處理する十六箇所の公衆食堂を意味するものではあるが、その外市の十二箇所の宿泊所には宿泊人及び一般居住民に公開せる附設食堂あり（現行食堂條例は施行細則第九條及第十二條を除くの外宿泊所附設食堂にも適用さる）その外市條例に依り組織されつゝある市電氣局共濟組合は、二十七箇所の食堂を經營し、市立第一中學校及び滋谷區富ヶ谷小學校その他の市立學校に於ては、生徒兒童のため

に栄養食炊事場及び食堂を附設經營せるものあり、市立病院その他の市施設内に於ける炊事場及び食堂の如きも、又廣義の市設食堂と見ることが出来る。

これ等の廣義の市設食堂は、市設食堂事業の將來に關して、時に總括してこれを考慮するを要する場合もある。現在社會局福利課に分屬する住宅行政事務が、特に本市の都市計畫事務と相密着して考察實行さるゝの要あるが如くこの食堂事業の如きも、單にこれを慈惠的社會事業として習慣的固定的に考察することを止め、現在の市の分化的職制及び事務管掌規程に拘泥することより離脱し、東京市が都市的大自治體として有する行政目的に還元してその將來を考ふることを要する。かゝる觀點よりすれば、この食堂事業の如きも、また市民の利福を増進するがための一箇の社會改良事業として、實に重大なる役割を果し得るの將來を有するものあるを看取せざるを得ない。

二、

大阪市、京都市、神戸市等の市營食堂事業を視察調査するに、これ等の諸都市に於て、その市營食堂事業に關して問題とされつゝあることは、大體東京市に於けると同一であつて、右各市の當局者は、いづれも食堂事業の今後の經營に就き極めて悲觀的消極的であり、就中、京都市の如きは、現在一箇所を殘存せるに過ぎざる同市市營食堂をも、來年度より遂に廢止閉鎖することを決定してゐるのである。

然らば各市に於て行詰れるこの市營食堂事業は、そも、いつこに轉換移行すべきものであるか？私見を以てすれば、これが將來經營の基準たるべきものは、市民の日常生活に於ける食事炊事の社會化、科學化、並に機械化の觀念の採擇とその實行にあると思はれる。

かかる見解に立つその最も規模大なるものの實例は、これをソヴヰエット・ロシアに於ける公設食堂事業とその炊事工場に見受けられ、その最も手近なる規模小なるものゝ實例の一つは、これを本市澁谷區富ヶ谷小學校に於ける、富谷、幡代、上原三小學校の通學兒童の栄養辨當給食のためにする小共同炊事場に於てこれを見るを得るであらう。

三、

ソヴヰエット・ロシアに於ける公設食堂とその炊事工場に就ては別記の如くであるが、同國に於ては、最近の五箇年計畫及第一次五箇年計畫に關聯して、個人生活及び個人經濟の社會化、工業化を圖ることを計畫し、これが基本精神を國民の家庭生活に及ぼさんとしてゐるのである。

固より彼我それぞれその國情を異にするも、このソヴヰエット聯邦の食事に關する觀念の中には、そこに我等の學ぶべきものまた必ずしも無しとせない。

本市澁谷區富ヶ谷小學校に於ける共同栄養食炊事場の如きは、僅に千餘名の通學兒童に對して、晝食辨當を調理配給するに過ぎざる、極めて小規模のものであるが、尙そこに芽ばゆる食事炊事に對する見解は、日本國民生活の將來のため極めて重視さるべきものであり、その小規模の機械裝置、衛生裝置と雖も、本市社會局福利課が管掌經營せる、かの市營食堂の炊事場に於て未だ見るを得ざるものである。

本市豊島區に於ては、區内の全小學校兒童にこれと同様なる栄養食辨當を配給するがために共同炊事場を建設することを既に決定し、來年度より實行着手することとなつてゐる。

同様の栄養食共同炊事場は、昭和八年七月以來、埼玉縣工場課の指導に依り、同縣下の各所に建設され、着々その實效を挙げつゝあり、東京府下八王子市及び青梅町に於ても近時開設さるゝに至つてゐる。

又本年五月開設されたる、神戸市川崎造船所の、同所の職工及びその家族のためにする栄養食配給所の設備及びその事業の實際は、またわれ等に多大の參考資料を供するものと言ひ得るであらう。

今昭和十一年豫算編成期に際し、これに對する私見の一端を開陳し、敢て諸賢の参考に供する。更に諸賢の叱正を得ることにより、これをより完全なる計畫に進展せしめ得るの日を待つことは、筆者の東京市民のために深く期待せざるを得ざる所である。

市営炊事工場及附設公衆食堂建設計畫私案

五六

(一) 炊事工場

東京市内各區に一箇所以上の炊事工場を建設すること。

(二) 炊事工場の目的

炊事工場は炊事及び食事の社會化、科學化、機械化を圖り、勤労市民、小學校兒童等に對し、低廉にして榮養價值に富める食事を提供し、重ねて市民の家庭生活に於ける家事の簡易化を圖るを以て目的とする。

(三) 炊事工場の調理食事の配給

炊事工場は、その調理食事を左の如く市民に配給提供するものとす。

- (1) その所在する區内の全市立小學校及び託兒所の兒童（缺食兒童を含む）及び職員に對し、晝食辨當その他の榮養食事を調理し、實費をもつてこれを配給する。
- (2) 前記の市立小學校及び託兒所の兒童及び職員のみならず、その他同區内に所在する市立學校、官公私立各種學校當該區役所、諸官公廳、會社、事務所、工場、商店等より、一定數以上の團體的配給申込を受付け、確實なる食費收納の手段を講じて、その職員、從業者、學生々徒のため、前記の食事を同様に配給する。
- (3) 炊事工場には公衆食堂を附設する。

(四) 炊事工場の設備

炊事工場は原料、原料の仕入方法、調理器具、食器洗滌消毒裝置、蠅除裝置、調理人及び配給人の舉止服裝等に關し、衛生學専門家の意見に従つて最も科學的な施設をなし、市民の炊事及び食事に對し、模範を示すものた

ること。

- (1) 炊事工場には、電力利用による肉藏機、擂潰機、野菜藏斷機、魚燒機、電氣冷藏庫等の機械的裝置を整備し、その他、一切の炊事に關し、大量生產的近代工業の有する機械的操作を、出來得る限り應用するに努むること。
- (2) 炊事工場にはボイラー室を設置し、炊事に蒸氣を利用すること。
- (3) 炊事工場には栄養士を置き、調理獻立の作製、炊事の監督等の任に當らしむ。

(五) 附設公衆食堂

- (1) 附設公衆食堂は、前記の衛生消毒設備の完備せる炊事工場に於て調理せられたる、低廉にして榮養價值に富める食事を、實費をもつて公衆の利用のために提供する。
- (2) 公衆食堂の食卓、食器、給仕人の服裝等は清潔にして完全消毒を施し、常に衛生學専門家の科學的監査指導を受くべきこと。

(六) 食事の社會化科學化機械化センターとしての炊事工場

- (1) 炊事工場は食事の社會化、科學化、機械化を市民に普及するがためのセンターたるに努める。
- (2) その調理配給する食事に就き、毎日その榮養學的分析量を公示し、且つラヂオの料理時間を利用して、當日配給せる食事の調理方法及び榮養價值に就て講話放送し、工場及び商店等が、その使傭する勞働者從業者等に支給する食事、並に一般市民家庭に於ける日常食事の標準を提示するに努める。
- (3) その他諸般の方針を講じて、工場主、商店主、及び町内會等の間に、埼玉縣下及び府下八王子市、青梅町等に於て見るが如き、炊事の自治的協同組合經營化を獎勵促進し、その集團化、科學化、機械化、簡易化の普及に努める。

(七) 現存市營食堂の處理

- (1) 現存する市營食堂は、前記炊事工場の附設公衆食堂として、利用し得るに足るものは、これが設備に根本的改革處置を施して修理し、然らざるものはこれを廢止する。
- (2) 前記各區に於ける炊事工場及び附設食堂は、市の直営たるべきものなるが故に、これが受託經營制度は當然廢止さるべきものとす。

(八) 市營炊事工場建設委員會

- (1) 市は急遽この市營炊事工場建設のために、市長、社會局長、同庶務課長、同保護課長、同福利課長、教育局長、同體育課長、衛生試驗所長、同榮養調查部長等を以て、特別の委員會を組織し、本提案の趣旨に基いて、更にその詳細なる具體的建設計畫を決定すること。
- (2) 同時に國立榮養研究所、警視廳(工場課)、工場主團體、商店主團體、衛生團體、婦人團體、教育團體、勞働組合社會事業團體等の意見を徵すること。

(昭和十年十二月)

東京市社會局

東京市神田區多町二丁目十一番地

印刷者 星野經男

東京市神田區多町二丁目十一番地

印刷所 星野印刷所

昭和十一年九月十八日印刷
昭和十一年九月二十日發行

